資料２

※部外秘

周南市地域クラブ活動に関する ガイドライン

最終案（たたき台）

2026.10.30

2026（令和 8）年 11 月

周南市

目　　次

はじめに …… 1

第１章　策定の基本的考え方

１　策定の趣旨 …… 2

２　ガイドラインの位置付け …… 2

３　テーマ等 …… 2

（１）テーマ
（２）アクションテーマによる推進
（３）ロゴマーク・色

第２章　部活動の地域展開に関する取組経過

１　国・県の取組 …… 4

（１）国の取組
（２）山口県の取組

２　周南市の取組 …… 5

第３章　周南市地域クラブ活動の定義と運営体制

１　周南市地域クラブ活動の定義及び目的・趣旨 …… 6

（１）定義
（２）目的・趣旨

２　運営体制 …… 9

（１）事務局
（２）市の責務
（３）学校との連携
（４）幅広い関係団体等との連携
（５）周南市地域クラブ活動コンソーシアムの設置
（６）しゅうなんコミクラサポーター
（７）しゅうなんコミュニティクラブの協力スタッフ

第４章　周南市地域クラブ活動の運営

１　周南市地域クラブ活動「登録団体活動」 …… 12

（１）登録団体活動とは
（２）運営団体・実施主体
（３）指導者

（４）適切な指導の実施
（５）適切な活動時間・休養日等の設定
（６）活動場所
（７）活動場所への移動
（８）参加・申込方法
（９）事故・ケガ等の防止と健康管理
(10) 会費等の適切な設定と保護者等の負担軽減
(11) 事故の対応と保険の加入
(12) 学校との連携等
(13) 大会やコンクール等への参加
(14) 大会やコンクール等への参加の引率

２　周南市地域クラブ活動「センター主催教室」…… 16
（１）センター主催教室とは
（２）運営団体・実施主体
（３）指導者
（４）適切な指導の実施
（５）適切な活動時間・休養日等の設定
（６）活動場所
（７）活動場所への移動
（８）参加・申込方法
（９）事故・ケガ等の防止と健康管理
(10) 会費等の適切な設定と保護者等の負担軽減
(11) 事故の対応と保険の加入
(12) 学校との連携等

３　周南市地域クラブ活動
「しゅうなんコミュニティクラブ(コミクラ)」…… 19
（１）しゅうなんコミュニティクラブ(コミクラ)とは
（２）運営団体・実施主体
（３）指導者
（４）適切な指導の実施
（５）活動日・活動時間
（６）活動場所
（７）参加・申込方法
（８）事故・ケガ等の防止と健康管理
（９）会費等の適切な設定と保護者等の負担軽減
(10) 事故の対応と保険の加入
(11) 学校との連携等

第５章　周南市地域クラブ活動に関する登録・認定制度

１　登録制度 …… 22
（１）登録団体とは
（２）登録要件及び登録の取り消し
（３）想定される登録の効果
（４）登録手続
（５）中学校体育連盟の大会への出場

２　地域クラブ活動に関する認定制度 …… 23
（１）認定地域クラブ活動とは
（２）認定要件及び認定の取り消し
（３）想定される認定の効果
（４）認定手続
（５）認定期間
（６）中学校体育連盟の大会への出場
（７）認定されていない地域クラブ活動の取扱い

第６章　各種課題への対応（基本的な考え方）

１　運営団体・実施主体の活動の充実 …… 26

２　指導者の確保・育成 …… 26

３　活動場所の確保 …… 26

４　活動場所への移動手段の確保 …… 27

５　中学生等の安全・安心の確保 …… 27

６　障害のある中学生等の活動機会の確保 …… 28

７　中学生等のニーズの反映及び活動への参画促進等 …… 28

第７章　関連する制度の在り方

１　教師等の兼職兼業 …… 30

２　高等学校入学者選抜における周南市地域クラブ活動の取扱い …… 30

はじめに

中学校部活動は、学校教育の一環として行われ、文化芸術やスポーツに興味・関心のある同好の生徒が、自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者の指導の下、教師等の献身的な支えにより、本県・本市の文化芸術・スポーツ振興を担ってきた。

また、中学校部活動は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。

しかし、本市においても少子化が進展する中、これまでのような体制で学校部活動を継続して運営することが難しくなっている状況があり、これらの課題は学校現場だけで解決することが困難である。今後も、中長期的に少子化が続いていくことから、部活動地域展開の取組を加速させなければ、将来的に中学生に豊かな文化芸術・スポーツ活動の機会を保障できなくなってしまうことが懸念されている。

こうした状況の中、2022(令和 4)年 12 月にスポーツ庁及び文化庁が「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を発出し、2023(令和 5)年 10 月に山口県及び山口県教育委員会が「新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を示した。本市では、これを受けて、同年 10 月に「周南市地域クラブに係る方針」を策定し、この間、学校部活動の「地域展開」に取り組んできた。

2024(令和 6)年 8 月、スポーツ庁及び文化庁に設置された「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の「最終とりまとめ」を受けて、2025(令和 7)年 12 月に国の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(以下、「国のガイドライン」という。)が策定された。その中で、2026(令和 8)年度から 2031(令和 13)年度を「改革実行期間」と位置付け、文化芸術・スポーツ活動を地域全体で支えることや、中学生の多種多様な体験の充実や中学生のみならず、全ての人々の文化芸術・スポーツ活動の充実のほか、部活動の地域展開等を通じたウェルビーイングの向上や、健康長寿社会の実現、地域社会の維持・活性化などに期待すること等が示された。

本ガイドラインは、国等の新たな動きを踏まえ、「周南市地域クラブに係る方針」に基づき、急激な少子化が進む中でも、将来にわたり中学生等が文化芸術・スポーツ活動に継続して親しみ、楽しむことができる機会の確保・充実等を図るため、周南市地域クラブ活動の推進等に関する基本的な考え方等を示すものである。

本市では、本ガイドラインに基づき、周南市文化芸術振興プラン及び第 2 期周南市スポーツ推進計画と連動させながら、これまでの周南市地域クラブ活動に係る取組の成果を踏まえて、幅広い関係者の理解と協力の下、中学生を含むすべての世代(以下、「中学生等」という。)のニーズや、地域の実情等に十分配慮しながら、多様な環境づくりを図り、周南市地域クラブ活動への展開を着実に進めていくこととする。

第1章　策定の基本的考え方

1　策定の趣旨

「周南市地域クラブに係る方針」に基づき、これまでの周南市地域クラブ活動に係る取組を踏まえ、急激な少子化が進む中でも、将来にわたり中学生等が文化芸術・スポーツ活動に継続して親しみ、楽しむことができる機会の確保・充実等を図るため、周南市地域クラブ活動の推進等に関する基本的な考え方等について本ガイドラインを定める。

なお、本ガイドラインは実情に合わせて適宜見直しを図るものとする。

2　ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、「周南市地域クラブに係る方針(2026(令和 8)年 3 月改訂)」に基づき実施する「周南市地域クラブ活動」の推進等に関する基本的な考え方等について定めるものである。

市の方向性	**周南市地域クラブに係る方針 2023(令和 5)年 10 月策定(2026(令和 8)年 3 月改訂)**
	整合
推進等に関する 基本的な考え方	**周南市地域クラブ活動に関するガイドライン 2026(令和 8)年 11 月策定予定**

3　テーマ等

（1）テーマ

「やってみたいが見つかる、周南でつながる。」

本ガイドラインにおけるテーマは、「やってみたいが見つかる、周南でつながる。」とする。

【やってみたいが見つかる】

○　「周南市地域クラブに係る方針」の、「やってみたい」に応えられる環境づくり及び「やってみたいが見つかる」環境をつくるというもの

【周南でつながる】

○　「周南市地域クラブに係る方針」の、多様な地域で、多様な世代、多様な文化芸術・スポーツ活動等の「多様性」と「つながる」というもの

○　「周南市地域クラブに係る方針」の、「地域の居場所」のひとつとなる環境で「つながる」というもの

（2）アクションテーマによる推進

本市では、中学生等が周南市地域クラブ活動に様々な視点から関わることができるよう、活動への関わり方を「７つのアクションテーマ」として発信する。「周南市地域クラブ活動をする人」だけでなく、「支える人」など、多くの人が各立場や方法で活動に参加・協力できる環境づくりに取り組むとともに、地域全体で周南市地域クラブ活動を支える環境の整備を推進する。

① 周南市地域クラブ活動を「知る」
すべての世代に地域クラブ活動の価値を発信し、普及促進を図る。

② 周南市地域クラブ活動に「参加する」
誰もが日常的に地域クラブ活動に参加したくなる環境をつくる。

③ 周南市地域クラブ活動を「支える」
多様な主体が連携・協働し、各立場から地域クラブ活動を支える体制をつくる。

④ 周南市地域クラブ活動で「挑戦する・力を伸ばす」
参加者の健康等に配慮しながら、一人ひとりの多様な能力を高め、個人の挑戦を支える。

⑤ 周南市地域クラブ活動で「学ぶ」
参加者や指導者が多様な活動や人との関わりを通じて学ぶことができる環境をつくる。

⑥ 周南市地域クラブ活動で「心身を育む」
活動を通じて、地域クラブ活動に関わるすべての人の心身の健康づくりに貢献する。

⑦ 周南市地域クラブ活動で「つながる・そして、つくる」
様々な参加者や団体等のつながりを生み出し、そのつながりから新たな力を創り出す。

【アクションテーマ】



（3）ロゴマーク･色

○ ロゴマークを製作し、活動のシンボルとして広くＰＲする。
色※を統一し、事業に統一感を出す。

【※ロゴマークの色】
SDGs アイコン（目標４：質の高い教育をみんなに）の色



第2章　部活動の地域展開に関する取組経過

1　国・県の取組

（1）国の取組

○「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」（2020（令和2）年9月）

休日の部活動における生徒の指導や大会の引率については、学校の職務として教師が担うのではなく地域の活動として地域人材が担うこととし、地域部活動を推進するための実践研究を実施する。その成果を基に、2023（令和5）年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。

○「運動部活動の地域移行に関する検討会議の提言」（2022（令和4）年6月）

運動部活動の地域移行は、地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、地域全体で子供たちの多様なスポーツの体験機会を確保する必要がある。

2023（令和5）年度からの３年間を休日の運動部活動の段階的な地域移行に取り組む「改革集中期間」として位置付け、全ての自治体において具体的な取組やスケジュール等を定めた推進計画を策定すること。

平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進すること。

○「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（2022（令和4）年12月）

2018（平成30）年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改訂。学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示した。

部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備し、地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要である。

2023（令和5）年度から2025（令和7）年度までの３年間を「改革推進期間」として、地域連携・地域移行に取り組み、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す。

○「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（2025（令和7）年12月）

地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支えることによって可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とするという改革の理念等をより的確に表すため、従来の「地域移行」という名称を「地域展開」に変更した。

2026（令和8）年度から2031（令和13）年度を新たに「改革実行期間」と位置付け、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての基本的な考え方や具体的な取組方針等を提示した。

（２）山口県の取組

○「新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」（2023（令和５）年 10 月）

少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなってきており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。このような学校部活動を取り巻く環境の変化に対応し、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、県や市町、関係団体等が連携して学校部活動の段階的な地域移行を進めていく必要があることから、地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動を新たに整備するための取組の方向性や留意点等を示した。

○「山口県部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関するガイドライン」（2026（令和８）年 10 月）

中学校部活動改革の推進に向け、国の新たなガイドライン策定や認定制度創設等の動きに対応するとともに、市町の取組を加速させるため、県としての基本的な考え方や取組方針等を示した。

２　周南市の取組

○　2020（令和 2）年 9 月、文部科学省から「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」方針が示され、休日の部活動を段階的に地域へ移行することを明確に位置付け、全国的に学校部活動から地域部活動への転換を進めることとされた。

○　国は、「地域部活動推進事業」として、「休日の部活動の地域への段階的移行に向けて、運営団体や指導者の確保、費用負担などの課題に対応するため実践研究を実施」することとし、周南市において、2021（令和 3）年度、秋月中学校をモデル校として地域部活動指導員を配置し、実践研究を実施した。

○　また、2022（令和 4）年 10 月、国の方針を踏まえ、中学校部活動の地域移行について、地域で行われる文化芸術・スポーツ活動への段階的な移行に向け、中学生をはじめ、誰もが気軽に生涯にわたり文化芸術・スポーツ活動に親しみ、楽しむことができる環境づくりを推進することを目的とした、「周南市文化・スポーツ活動推進協議会」を設置し、**2023（令和 5）年 10 月、「周南市地域クラブに係る方針」**を策定した。

○　その後、2025（令和 7）年４月、公益財団法人周南市文化振興財団に周南かるちゃあサポートセンター及び、公益財団法人周南市スポーツ協会に周南スポーツ活動サポートセンター（以下、「センター」という。）が設置され、周南市地域クラブ活動の２つの柱となる「登録団体活動」、「センター主催教室」を先行して開始した。2026（令和８）年４月、文化スポーツ観光部に地域クラブ推進室を設置し、５月には、周南市地域クラブ活動の３つ目の柱となる「しゅうなんコミュニティクラブ」（以下、「コミクラ」という。）を開始するなど、周南市地域クラブ活動の取組を段階的かつ計画的に推進してきた。これにより、中学生の「やってみたい」に応えられる環境づくり、多様な地域で、多様な世代とともに、多様な文化芸術・スポーツ活動等への参加が可能な環境づくり、中学生の居場所のひとつとなる環境づくりが進展した。

第3章　周南市地域クラブ活動の定義と運営体制

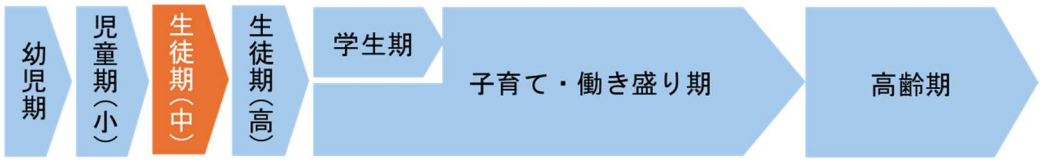
1　周南市地域クラブ活動の定義及び目的･趣旨

（1）定義

○　周南市地域クラブ活動は、「地域の多様な主体が中学生等を対象に文化芸術・スポーツなどの活動の機会を安定的・継続的に提供する３つの活動※（登録団体活動、センター主催教室、しゅうなんコミュニティクラブ）で、『周南市地域クラブに係る方針（2026（令和 8）年 3 月改訂）』及び本ガイドラインに沿った活動」と定義する。

○　周南市地域クラブ活動は、学校が運営主体となる学校教育活動ではなく、社会教育法上の「社会教育」の一環として捉えることができ、また、文化芸術基本法やスポーツ基本法上の「文化芸術」、「スポーツ」として位置付けられる。

【中学生等を対象】

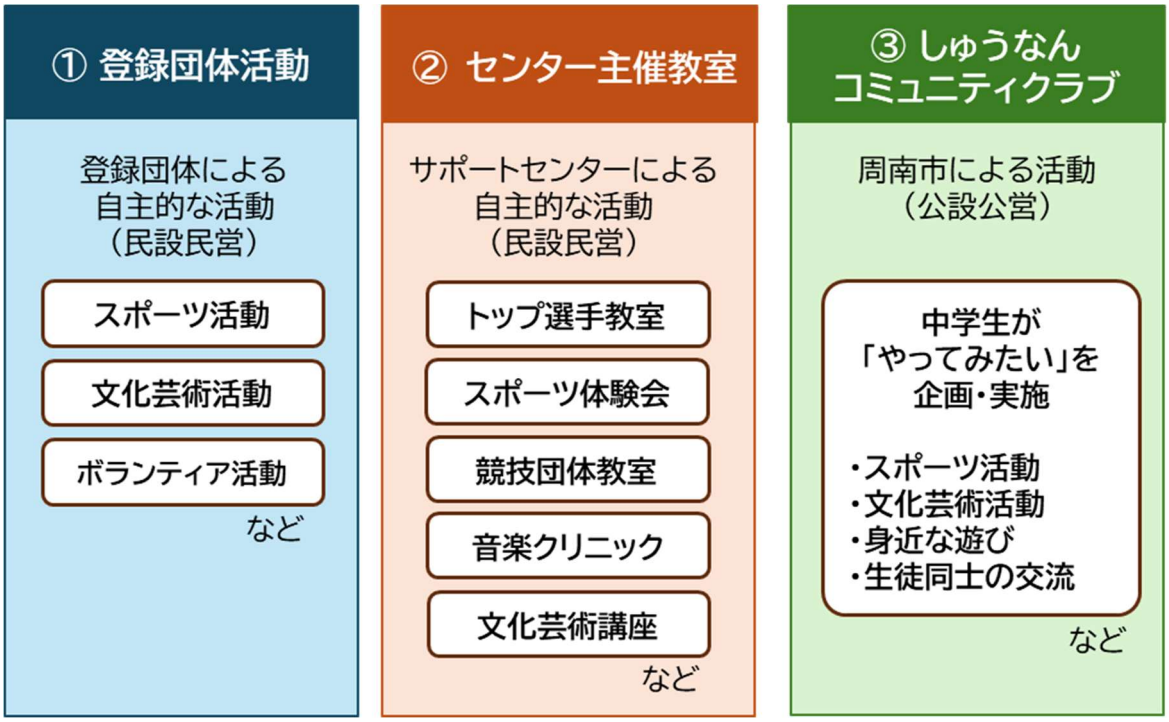


【※ ３つの活動】

①「登録団体活動」
登録団体が実施する自主的な活動（民設民営）

②「センター主催教室」
センターが実施する合同練習会や体験会、イベントなどの自主的な活動（民設民営）

③「しゅうなんコミュニティクラブ」
周南市が実施する中学生が「やってみたいこと」を企画・実行する活動（公設公営）



（2）目的・趣旨

○　周南市地域クラブ活動は、３つの活動を連動させることにより、将来にわたり中学生等が文化芸術・スポーツ活動に継続して親しみ、楽しむことができる機会の確保・充実等を図るとともに、学校部活動がこれまで果たしてきた教育的意義※1や役割を継承・発展させつつ、新たな価値※2を創出するものである。

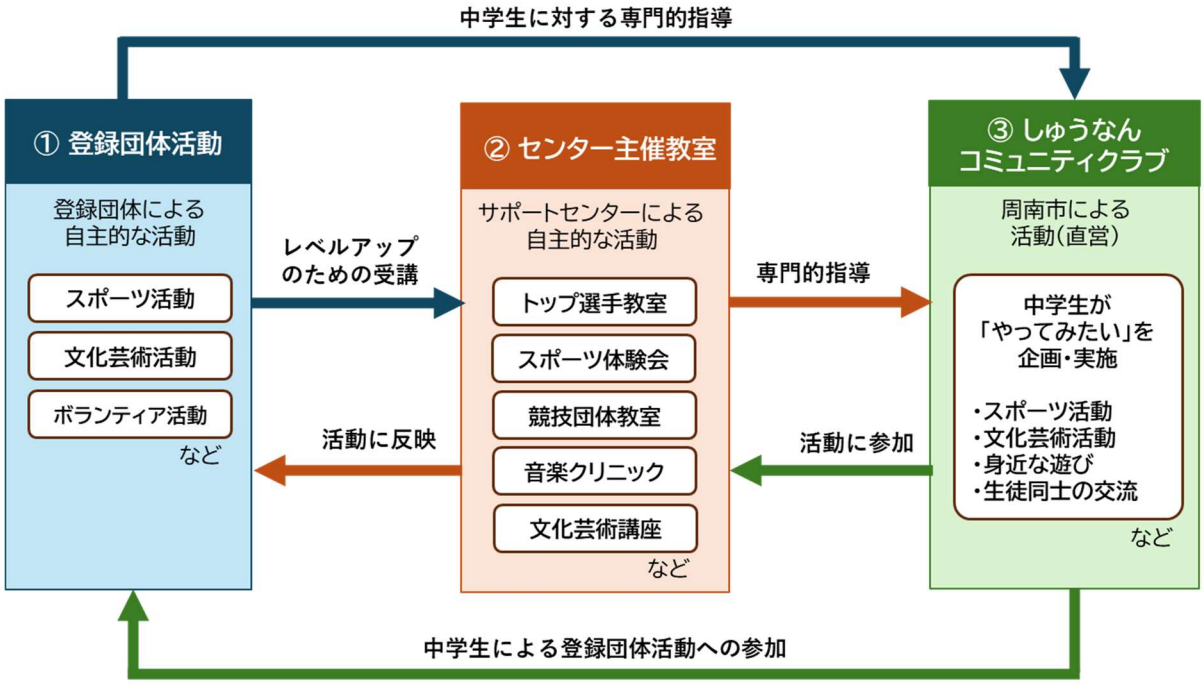
【※１　学校部活動が担ってきた教育的意義の例】

①　スポーツ　・文化芸術　・科学等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな活動を継続する資質や能力を育てる。
②　体力の向上や健康の増進、感性・創造性・表現力の育成につながる。
③　自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
④　自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
⑤　互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。

【※２　新たな価値の例】

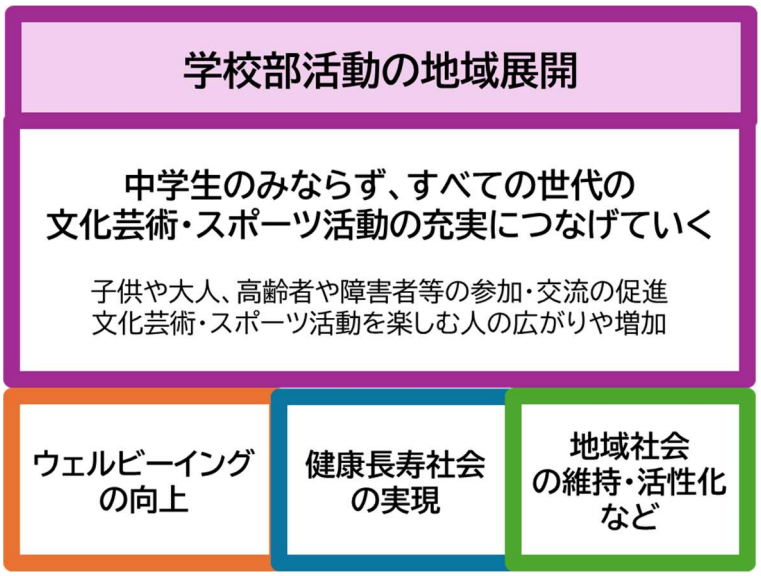
①　中学生等のニーズに応じた多種多様な体験
②　中学生等のやってみたいが見つかる環境の構築
③　中学生等の個性・得意分野等の尊重
④　学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出
⑤　地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流
⑥　適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導
⑦　登録団体等の人材の確保
⑧　登録団体等の活性化
⑨　学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び周南市地域クラブ活動の指導者による一貫的な指導　等

【３つの活動の連動】



○　学校部活動の地域展開を契機に、中学生のみならず、全ての世代の文化芸術・スポーツ活動の充実につなげていくという視点も重要としていることから、各地域の文化芸術・スポーツ活動に関する施策を総合的に推進する中でも、地域展開を計画的に進める。
○　学校部活動の地域展開を通じて、子供や大人、高齢者や障害者等の参加・交流も促進され、文化芸術・スポーツ活動を楽しむ人の広がりや増加のほか、文化芸術・スポーツ活動を通じた人々のウェルビーイングの向上や、健康長寿社会の実現、地域社会の維持・活性化などにつながることが期待されるため、幅広い関係者が認識を共有して取組を進める。
○　周南市地域クラブ活動は、競技性や成果のみに偏重するのではなく、中学生等が生涯にわたって文化芸術活動やスポーツ活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることが重要である。
○　周南市地域クラブ活動は、あくまで中学生等の自主的・自発的な参加により行われるものであることに留意する。

【学校部活動の地域展開を通じた推進】



2　運営体制

周南市地域クラブ活動の目的・趣旨の達成及び持続可能な運営を実現するため、地域の文化芸術・スポーツ団体や地域コミュニティ、大学、企業などの活力を最大限に活かした運営体制を構築する。

（1）事務局

○　目的・趣旨の達成及び持続可能な運営を実現するため、(公財)周南市文化振興財団は、文化芸術分野の事務局として周南かるちゃあサポートセンターを設置し、(公財)周南市スポーツ協会は、スポーツ分野の事務局として周南スポーツ活動サポートセンターを設置し、両事務局を核とした体制を基本に、関係機関等との連携の下、以下の活動を進めていく。

①　文化芸術分野の事務局

(公財)周南市文化振興財団(周南かるちゃあサポートセンター)

中学生はもとよりあらゆる世代の文化活動起点として、市全域を対象に文化団体との連携を重視した活動に励み、豊かな文化環境をつくる。

【活動】

ア　周南市地域クラブ活動の情報の収集及び広報に関すること
イ　周南市地域クラブ活動への問い合わせ及び相談に関すること
ウ　登録団体の管理に関すること
エ　センター事業の企画及び実施に関すること
オ　コミクラとの連携に関すること
カ　文化団体等との連絡及び調整に関すること
キ　登録団体への補助金の交付に関すること
ク　スポーツ活動サポートセンターとの連携に関すること

②　スポーツ分野の事務局

(公財)周南市スポーツ協会(周南スポーツ活動サポートセンター)

中学生のスポーツ活動の充実だけでなく、生涯にわたりスポーツに親しむ環境を整え、スポーツの振興・発展及び促進を図る。また、心身ともに健康な市民生活の形成と地域社会の発展、多くの方々の参画を促し、地域活性化を目指す。

【活動】

ア　周南市地域クラブ活動の情報の収集及び広報に関すること
イ　周南市地域クラブ活動への問い合わせ及び相談に関すること
ウ　登録団体の管理に関すること
エ　センター事業の企画及び実施に関すること
オ　コミクラとの連携に関すること
カ　スポーツ団体、企業、学校、行政等との連携に関すること
キ　登録団体への補助金の交付に関すること
ク　かるちゃあサポートセンターとの連携に関すること

（2）市の責務

○　市は、目的・趣旨を達成するために、事務局、学校、大学、地域団体、企業、保護者及び地域住民等と連携・協働し、周南市地域クラブ活動の普及及び持続的・安定的な活動として推進する責を負う。また、そのために必要な支援を行う。

○　市は、特に、地域クラブ活動の位置付け(学校部活動が担ってきた意義の継承・発展＋新たな価値の創出)を十分に踏まえ、豊かで幅広い活動が実現されるよう、地域クラブ活動の認定等や、運営団体及び実施主体への支援　・指導助言等を実施する。

○　市は、幅広い関係者による「周南市地域クラブ活動推進協議会」等を設置し、各種課題の解決等を図りながら、周南市地域クラブ活動の適正な展開に努める。

○　市は、市内の各中学校区において、安全・安心な活動拠点(居場所)としてコミクラを設置し、地域の方々の参画を得て、中学生の「やってみたい」を応援する様々な活動を実施する。

（3）学校との連携

○　市は、市立小中学校と連携し、学校施設や学校備品等の活用、周南市地域クラブ活動での指導を希望する教師、自校中学生の周南市地域クラブ活動への参加等が円滑に行えるよう必要な連絡調整等を行う。

○　市及びセンターは、周南市地域クラブ活動への参加促進等のため、市立小中学校と連携し、アクションテーマ等を踏まえ、中学生や保護者等に情報提供等を行う。学習端末(タブレット)の積極的な活用や保護者向け連絡システム等を通じた情報発信により、全ての中学生等が情報にアクセスできるようにする。

○　周南市地域クラブ活動の運営団体及び実施主体は、必要に応じて、中学生が所属する中学校等と周南市地域クラブ活動での大会出場等の事実や活動によって生じた新たな価値の内容について情報共有等を行う。

（4）幅広い関係団体等との連携

○　市は、目的・趣旨を達成するために、幅広い関係団体等(文化芸術団体、文化振興財団、文化協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、スポーツ協会、競技団体、社会教育施設、地域の中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員、地域学校協働本部、地域スポーツコミッション等)、大学、企業と連携・協働しながら、一体となって取り組む。

○　市は、幅広い関係団体等、大学、企業と連携・協働することで、行政側にはない新たな視点やノウハウなどが導入され、より充実した活動となるよう取り組む。

○　市は、持続可能な形で連携・協働を推進するために、幅広い関係団体等、大学、企業にとってもメリットが感じられるよう、協定の締結等により連携の枠組みを明確化する。

○　センターは、寄附・寄贈などを通じて幅広い関係団体等が周南市地域クラブ活動を経済的・人的等に支援できる連携体制の整備を進める。

（5）周南市地域クラブ活動コンソーシアムの設置

○　市は、必要に応じて、周南市地域クラブ活動の目的・趣旨に賛同する企業、文化芸術団体、スポーツ団体、経済団体、教育団体、医療福祉団体、地域団体等で構成するコンソーシアムを設置し、周南市地域クラブ活動の専門性、健全性及び安全性を高め、中学生等の多様なニーズに応える環境を整備する。

○　周南市地域クラブ活動コンソーシアムは、例として、多様な活動の提供、安全・安心への対応、高度な文化芸術・スポーツ技術等の提供、指導者等の資質向上、障がい者支援、効果的な情報発信等に関する専門的な情報提供等を行う。

○　周南市地域クラブ活動コンソーシアムは、センター等と連携し、地域一体となって、周南

市地域クラブ活動の一層の充実を図る。

（6）しゅうなんコミクラサポーター

○　市は、コミクラの活動において、参加する中学生等へアドバイスや活動時の見守り、学校を始めとする関係機関や地域の方とのコーディネート役として、コミクラサポーターを各クラブに配置する。

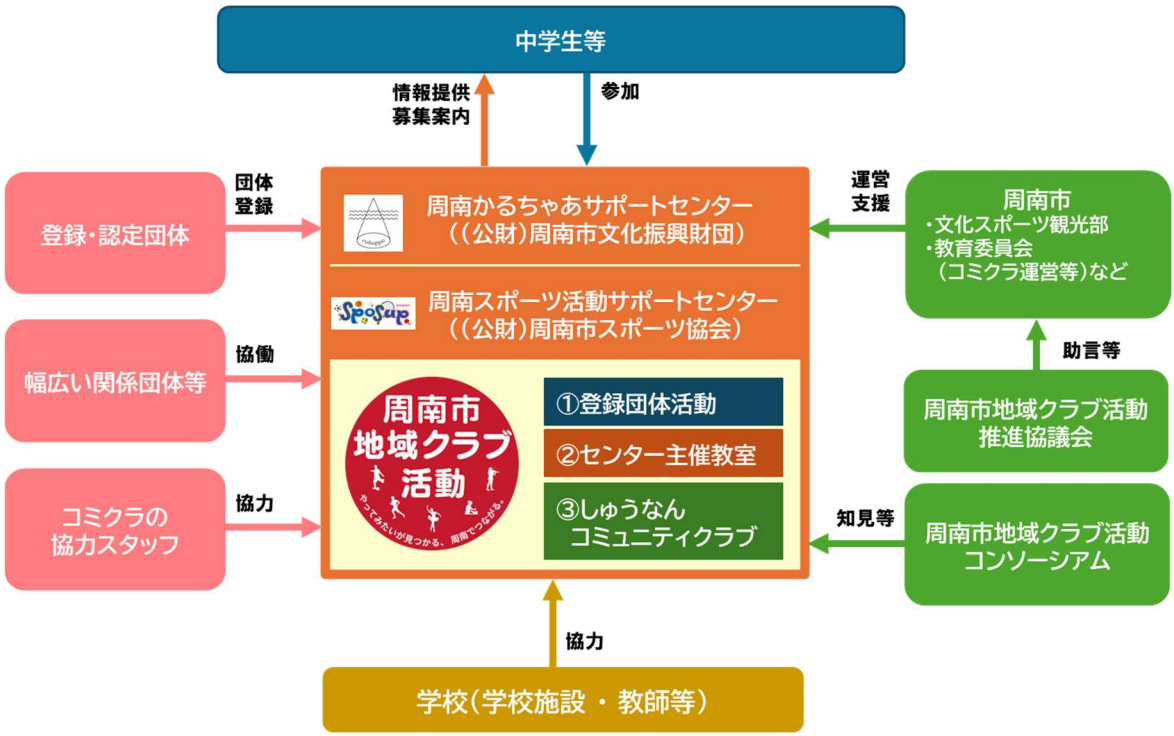
○　コミクラサポーターは、部活動のコーチや先生のように指導をするのではなく、中学生が主役となり、安全・安心に活動できるようにサポートをする役を担う。

（7）しゅうなんコミュニティクラブの協力スタッフ

○　市は、コミクラの活動において、中学生の「やってみたい」を応援する協力スタッフに、必要に応じて活動への参加をお願いする。

○　協力スタッフは、コミクラサポーターの支援や中学生の活動への参加及び見守りなど、中学生の「やってみたい」を実現するためのサポート、コミクラ内での様々な橋渡しなどを担う。

【周南市地域クラブ活動の運営体制】



第4章　周南市地域クラブ活動の運営

1　周南市地域クラブ活動「登録団体活動」

（1）登録団体活動とは

○　登録団体活動とは、市内における様々な団体等による自主的な活動であり、地域の文化芸術団体やスポーツ団体、民間のクラブ、保護者・指導者等の組織、自治会、地域コミュニティ組織など、学校以外の団体等が自主的に運営する既存・新規活動のうち、センターに登録された団体(以下、「登録団体」という。)の活動である。

（2）運営団体・実施主体

○　運営団体は、活動を統括する団体であり、センターが担う。
○　実施主体は、センターに登録された団体とする。

（3）指導者

○　指導者(資格の有無に関わらず活動の指導やその補助を行う者、見守り等を行う者も含む)は、中学生等が安全・安心に活動できるよう、センターが主催する研修等を定期的に受講するものとする。
○　学校の教師等で指導を希望する者は、学校運営に支障がない範囲で兼職兼業の許可を得て登録団体活動の指導者として活動することができる。

（4）適切な指導の実施

○　指導者は、原則として複数で指導(指導補助、見守り等を含む。)にあたり、中学生等との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度な練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等に努める。
○　指導者は、勝利至上主義に陥ることなく、参加者の心身の健康管理、事故防止及び安全管理を徹底し、体罰・暴言・ハラスメントの根絶に努める。
○　市は、センターと連携し、中学生等にとって適切な活動環境を確保するため、指導者が専門性や資質・能力を学ぶ機会の支援をするとともに、多様なニーズにこたえられる指導者の養成や資質向上に取り組む。

（5）適切な活動時間・休養日等の設定

○　登録団体は、活動時間や休養日等を設定する。その際、特に、ジュニア期の成長や生活全般を見通し、学校内外の活動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究」※も踏まえて設定することが望ましい。

【※　「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(2017(平成29)年12月18日公益財団法人日本体育協会)】

研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも１週間に１～２日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16 時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

（６）活動場所

○　活動場所は、学校施設や公共の文化芸術・スポーツ施設、社会教育施設、地域団体や民間事業者等が所有する利用可能な施設などが想定される。

○　登録団体は、自らの活動目的、参加者などに応じた場所を選択し、各団体において使用の手続きをするものとする。

○　市は、登録団体が学校施設や公共施設等を使用する場合には、施設ごとに定める設置目的に応じた使用料の減免措置や一定の条件の下で学校施設における優先利用等を実施し、負担軽減や利用しやすい環境づくりを行う。

（７）活動場所への移動

○　参加者は、基本的に、徒歩、自転車、自動車又は公共交通機関の利用、保護者による送迎等により、保護者の責任のもと、各自で対応するものとする。

○　市は、各学校において、登録団体活動に参加する中学生等のうち、徒歩通学の中学生を対象に、一定の条件の下で自転車利用を認め、放課後、自転車で学校から直接活動場所へ移動できるよう支援する。

○　登録団体は、中学生が安全に地域クラブ活動に参加できるよう、活動場所への行き帰りの自転車利用に関する安全指導を行うものとする。

○　市は、本市の区域内に住所を有し、学校の再編整備等により遠距離通学をしている中学生が、中学校の教育活動終了後も地域クラブ活動における健全育成活動や自己実現活動に継続して参加できる環境づくりを実施する。

（８）参加・申込方法

○　参加者は、センターが運営するポータルサイトに掲載された団体の連絡先等を確認し、直接団体へ問い合わせ、申し込むものとする。

○　登録団体は、中学生等を対象とし、参加対象者の範囲を定めるものとする。

○　登録団体は、市外の中学生等の参加について各団体で個別に判断するものとする。

（９）事故・ケガ等の防止と健康管理

○　登録団体は、参加者の事故・ケガ等の防止と健康管理等に関して、以下の点に留意する必要がある。

①　活動開始前の参加者の健康観察、健康状態の把握及び使用する施設、用具等の安全確認の実施

②　中学生等の発達段階や、一人一人の個人差、能力差に配慮した活動計画の作成、オーバーワークの防止

③　適切な活動時間と休憩時間の設定

④　暑さ指数(WBGT)等の数値をもとにした練習強度の調整、定期的な休憩の確保、塩分、水分等の確実な補給

⑤　高温、多湿時においては、活動時間の短縮、中止などの柔軟な対応

⑥　活動中の事故・ケガ等に対して迅速、適切な対応ができるよう緊急対応マニュアルの作成、保護者や医療機関への緊急連絡先等を整備

(10) 会費等の適切な設定と保護者等の負担軽減

○　登録団体は、活動に要する経費に応じて会費を設定するものとする。

○　登録団体は、会費を受益者負担とし、効率的な運営等により、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な額に設定することが望ましい。

○　登録団体は、多様な財源の確保に向けて、寄附寄贈制度や各種団体の補助制度の活用、協賛企業の獲得等を図るものとする。
○　市は、登録団体への活動費の支援や、経済的に困窮する世帯への支援等について検討する。
○　登録団体は、参加者及び保護者の安心を確保するために、団体の活動等に関する保護者との連絡体制を整備するものとする。

(11) 事故の対応と保険の加入

○　活動中の事故については、基本的には、登録団体がその責任を負うことになる。しかし、施設・設備の瑕疵に起因する場合は、その管理者の責任となるケースや、大会の開催に関することについては、その大会の主催者の責任となることも想定される。登録団体は、トラブルや事故が発生した場合の事案発生時の対応等について定めた緊急対応マニュアルを作成するなど、迅速で的確な対応が可能となる体制を整える必要がある。
○　登録団体は、事故や問題が発生した場合、市や学校等と連携して対応することもあるため、連絡体制を構築することも重要である。その際は、センターに事故の報告を行い、センターは、市や他の登録団体と情報を共有する。
○　登録団体は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付と同等の補償となるスポーツ安全保険など、各団体において任意の保険に加入するよう努める。
○　登録団体は、指導者や参加者に対して、自身の怪我等を補償する保険だけでなく、賠償責任も想定したうえで、個人賠償責任も補償対象となる保険に加入するよう努める。

(12) 学校との連携等

○　登録団体は、学校施設を使用する場合、必要に応じて、活動方針等の共通理解を図るため、活動計画、活動内容等の情報を学校等との共有に努める。
○　学校は、登録団体が学校施設を使用する場合、学校施設使用のルール等について登録団体と情報を共有する。
○　登録団体及び学校は、必要に応じて、中学生等の活動の様子などの情報共有を行う。その際、中学生等の保護者の同意を得ることが必要である。
○　市及びセンター、登録団体は、学校と協力し、市内で実施されている登録団体活動の情報を、中学生・保護者等に周知し、中学生等が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選択できるようにする。

(13) 大会やコンクール等への参加

○　登録団体は、各団体の責任において、大会等の参加回数等に中学生や保護者等の理解を得られるよう配慮するとともに、心身の負担が過重にならないように、適正な回数等の精選に努める。
○　登録団体は、各種大会の参加にあたっては、各大会により参加規定が定められているため、大会の主催者に確認を行うこととする。
○　学校は、平日の大会等に参加する中学生等について、出席扱いとできることに留意する。

(14) 大会やコンクール等への参加の引率

○　登録団体は、活動における大会等への引率を行うものとする。
○　登録団体が参加者を引率する際は、日程、経路、交通機関等を十分検討し、参加者の安全と健康の上で無理がなく適切な計画とする。また、登録団体は、事前にその内容を把握し、参加者の安全と健康の上で無理がなく適切な計画となっているか確認するよう努める。
○　登録団体は、気象状況等に十分注意し、天候その他の異変の際は、予定を変更するなど、

臨機応変の措置をとることとする。

○　登録団体は、万一、事故が発生した場合には、速やかに医療機関その他の関係方面に連絡を取るなど、適切な措置をとることとする。

【登録団体】（令和８年９月現在）

番号	種目（文化芸術）	団体数
1	バレエ	4
2	写真	2
3	書道	6
4	音楽活動	22
5	茶道	4
6	華道	5
7	囲碁	2
8	ボランティア	3
9	美術活動	2
10	日本舞踊	1
11	盆踊り・防災	1
12	伝統芸能	1
13	和装	1
14	編物・手芸	1
15	将棋	1
16	ラジコン・動画	1
17	科学・工作	1
18	プログラミング	1
19	手話	1
20	茶道（テーブルスタイル）、美容、SNS	1
21	日本語	1
22	そろばん	1
23	プロジェクト	1
24	郷土史・地域文化	1

番号	種目（スポーツ）	団体数
1	水泳	1
2	バレーボール	8
3	バスケットボール	5
4	ハンドボール	1
5	サッカー	11
6	ラグビーフットボール	1
7	軟式野球	9
8	硬式野球	1
9	硬式テニス	2
10	ソフトテニス	4
11	卓球	8
12	バドミントン	3
13	剣道	6
14	柔道	4
15	相　撲	1
16	レスリング	1
17	陸上競技	6
18	空手道	7
19	少林寺拳法	2
20	合気道	2
21	eスポーツ	1
22	MMA（総合格闘技）	1
23	ダンス	12
24	体づくり	1
25	けん玉	1
26	ピックルボール	2
27	ニュースポーツ	1

２　周南市地域クラブ活動「センター主催教室」

（１）センター主催教室とは

○　センター主催教室(以下、「センター教室」という。)とは、センターによる自主的な活動であり、トップ選手や多様な指導者等と連携して実施される専門的な学びや体験機会の提供、合同練習などの教室やイベント等の活動である。

（２）運営団体・実施主体

○　運営団体・実施主体は、センターが担い、教室・イベントごとの実施要領に基づき実施する。

○　センターは、センター教室の企画実施や情報発信、参加者からの相談窓口、市との連絡調整等を担う。

（３）指導者

○　センターは、関係団体や、登録団体の指導者等、様々な指導者の中から、センター教室の目的に応じた指導者を選定し、指導を依頼する。

○　指導者は、センター教室の趣旨に沿った指導を実施する。

（４）適切な指導の実施

○　指導者は、原則として複数で指導(指導補助、見守り等を含む。)にあたり、中学生及び保護者等との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度な練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等に努める。

○　指導者は、勝利至上主義に陥ることなく、参加者の心身の健康管理、事故防止及び安全管理を徹底し、体罰・暴言・ハラスメントの根絶に努める。

○　センターは、指導者へセンター教室の趣旨や参加者の属性等の情報を事前に提供し、適切な指導ができるよう支援する。

○　センターは、中学生等にとって適正な活動環境を整備するため、指導者が専門性や資質・能力を学ぶ機会の支援をするとともに、多様なニーズにこたえられる指導者の養成や資質向上に取り組む。

（５）適切な活動時間・休養日等の設定

○　センターは、センター教室の活動時間等を設定するものとする。

※　現時点では、都度参加者を募り実施する教室を想定しており、定期的な活動日の設定は想定されていないが、１回の活動時間や休養時間、活動を実施する時間帯等は中学生等の状況等に配慮したものであることが望ましい。

（６）活動場所

○　センターは、センター教室の内容や趣旨等に応じて、公共施設、学校施設、民間施設等から適した活動場所を設定するものとする。

○　センターは、自らの活動目的、参加者などに応じた場所において活動するものとする。

○　市は、センターが行うセンター教室については、公共的団体の活動と位置付け、学校施設や公共施設等の設置目的に応じて使用料の減免を実施し、負担軽減や利用しやすい環境づくりを進める。

（7）活動場所への移動

○　参加者は、基本的に、徒歩、自転車、自動車又は公共交通機関の利用、保護者による送迎等により、保護者の責任のもと、各自で対応するものとする。

（8）参加・申込方法

○　参加者は、センターが運営するポータルサイトに掲載されたセンター教室の内容を確認し、直接センターへ問い合わせ、申し込むものとする。

○　センターは、中学生等を対象とし、参加対象者の範囲を定めるものとする。

○　センターは、市外の中学生等の参加について各センターにおいて個別に判断するものとする。

（9）事故・ケガ等の防止と健康管理

○　センターは、参加者の事故・ケガ等の防止と健康管理等に関して、以下の点に留意する必要がある。

①　活動開始前の参加者の健康観察、健康状態の把握及び使用する施設、用具等の安全確認の実施

②　中学生等の発達段階や、一人一人の個人差、能力差に配慮した活動計画の作成、オーバーワークの防止

③　適切な活動時間と休憩時間の設定

④　暑さ指数(WBGT)等の数値をもとにした練習強度の調整、定期的な休憩の確保、塩分、水分等の確実な補給

⑤　高温、多湿時においては、活動時間の短縮、中止などの柔軟な対応

⑥　活動中の事故・ケガ等に対して迅速、適切な対応ができるよう緊急対応マニュアルの作成、保護者や医療機関への緊急連絡先等を整備

(10) 会費等の適切な設定と保護者等の負担軽減

○　センターは、活動に要する経費に応じて参加費を設定するものとする。

○　センターは、原則、参加費を受益者負担とし、活動に係る経費の実費相当分として低廉な額を設定する。

○　センターは、多様な財源の確保に向けて、寄附寄贈制度や各種団体の補助制度の活用、協賛企業の獲得等を図る。

(11) 事故の対応と保険の加入

○　活動中の事故については、基本的には、センターがその責任を負うことになる。しかし、施設・設備の瑕疵に起因する場合は、その管理者の責任となるケースなども想定される。センターは、トラブルや事故が発生した場合の事案発生時の対応等について定めた緊急対応マニュアルを作成するなど、迅速で的確な対応が可能となる体制を整える必要がある。

○　センターは、事故や問題が発生した場合は、市等と連携して対応することもあるため、連絡体制を構築することも重要である。その際、事故等の内容について市と共有する。

○　センターは、指導者や参加者の怪我等を補償する保険だけでなく、賠償責任も想定したうえで、個人賠償責任も補償対象となる保険へ加入するよう努める。

(12) 学校との連携等

○　センターは、学校施設を使用する場合、活動方針等の共通理解を図るため、活動計画、活動内容等の情報を学校等との共有に努める。

○　学校は、センターが学校施設を使用する場合、学校施設使用のルール等についてセンターと情報を共有する。
○　センター及び学校は、必要に応じて、中学生等の活動の様子などの情報共有を行う。その際、中学生等の保護者の同意を得ることが必要である。
○　市及びセンターは、学校と協力し、市内で実施されているセンター教室の情報を、中学生・保護者等に周知し、中学生等が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選択できるようにする。

【センター主催教室】（令和８年度）

番号	内容(文化芸術)
1	料理教室
2	音楽クリニック
3	音楽コンサート
4	クラシック鑑賞入門講座
5	バックステージツアー
6	美博体験ツアー
7	芸術鑑賞会
8	美術鑑賞会
9	体験イベント(見本市)
10	かるさぽセミナー

番号	内容(スポーツ)
1	トップ選手・指導者による体験会
2	障がい者向け体験会
3	スポーツ活動体験会
4	出前講座
5	競技団体と協働での体験会
6	幼児期向けの体験会
7	指導者研修会
8	大学生と体験会＆ワークショップ
9	ウォーキングイベント

３　周南市地域クラブ活動「しゅうなんコミュニティクラブ（コミクラ）」

（１）しゅうなんコミュニティクラブ（コミクラ）とは

○　コミクラとは、市が実施する活動であり、市内各中学校区において、放課後等に中学校の施設やその他の公共施設等を活用し、中学生の安全・安心な活動拠点（居場所）として地域の方々の参画を得て、中学生の「やってみたい」を応援する様々な活動である。

○　中学生の主体性、コミュニケーション能力、企画力などの向上を図るとともに、地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。

（２）運営団体・実施主体

○　コミクラの運営団体・実施主体は、周南市とし、市は必要に応じて事業の一部を適当と認められる者に委託することができる。

○　センターは、市と連携し、コミクラの情報発信等を担う。

（３）指導者

○　市は、コミクラの活動支援及び安全管理を行う者として、コミクラサポーターを各クラブに配置する。

○　参加する中学生が希望をした場合は、登録団体の指導者等、活動目的に応じた様々な指導者について、センターを通じて依頼する。

（４）適切な指導の実施

○　コミクラサポーターは、各クラブに配置され、コミクラにおいてクラブ員が活動を行う場合に、活動支援及び安全管理を行う。

○　市は、コミクラサポーターに対して中学生への接し方や安全管理等に関する研修を行う。

○　クラブ員は、主体的にコミクラの活動方針や活動プログラムなどを話し合い、決定する。

（５）活動日・活動時間

○　市は、概ね年間を通じて、長期休業期間中を除く放課後等に継続的に実施する。ただし、具体的な実施日及び実施時間は、使用施設の事情や活動内容を踏まえ、市が判断し決定する。

○　市は、必要に応じて、限定的なイベント等を実施する。

（６）活動場所

○　市は、主に中学校施設（余裕教室や特別教室、校庭、体育館等）を活用して活動を実施する。ただし、使用施設の事情や活動内容に応じて、市民センター等の公共施設等でも実施できる。

（７）参加・申込方法

○　市は、市内公立中学校に在籍する中学生を対象とし、所定の手続きによりコミクラに登録したものをクラブ員とする。

○　市が必要と認める場合は、クラブ員以外の中学生又は地域住民等を随時参加者として参加させることができる。

○　コミクラの参加申込は、参加申込入力フォームから登録をするとともに、保護者から入会同意書を電子申請してもらう。

○　参加については、期限を設けることなく随時募集する。

（８）事故・ケガ等の防止と健康管理

○　市は、参加者の事故・ケガ等の防止と健康管理等に関して、以下の点に留意する必要がある。

①　活動開始前の参加者の健康観察、健康状態の把握及び使用する施設、用具等の安全確認の実施

②　適切な活動時間と休憩時間の設定

③　暑さ指数(WBGT)等の数値をもとにした活動強度の調整、定期的な休憩の確保、塩分、水分等の確実な補給

④　高温、多湿時においては、活動時間の短縮、中止などの柔軟な対応

⑤　活動中の事故・ケガ等に対して迅速、適切な対応ができるよう緊急対応マニュアルの作成、保護者や医療機関への緊急連絡先等を整備

（９）会費等の適切な設定と保護者等の負担軽減

○　コミクラの実施に要する経費は、市の負担とする。ただし、活動内容により個人が負担するべき費用(食糧費・材料費等)は、原則クラブ員の負担とする。その場合は、あらかじめ保護者の同意を得る。

(10) 事故の対応と保険の加入

○　市は、クラブ員、随時参加者(中学生)、活動をサポートする地域住民等を被保険者とする傷害保険及び賠償責任保険に加入するものとし、その経費は市が負担する。

(11) 学校との連携等

○　市は、活動に際して、学校と活動情報の共有や学校施設利用に関する連携を行う。

【しゅうなんコミュニティクラブの一覧】

番号	クラブの名称
1	しゅうなんコミュニティクラブ(鼓南中学校区)
2	しゅうなんコミュニティクラブ(太華中学校区)
3	しゅうなんコミュニティクラブ(岐陽中学校区)
4	しゅうなんコミュニティクラブ(住吉中学校区)
5	しゅうなんコミュニティクラブ(菊川中学校区)
6	しゅうなんコミュニティクラブ(桜田中学校区)
7	しゅうなんコミュニティクラブ(須々万中学校区)
8	しゅうなんコミュニティクラブ(周陽中学校区)
9	しゅうなんコミュニティクラブ(秋月中学校区)
10	しゅうなんコミュニティクラブ(富田中学校区)
11	しゅうなんコミュニティクラブ(福川中学校区)
12	しゅうなんコミュニティクラブ(熊毛中学校区)
13	しゅうなんコミュニティクラブ(鹿野中学校区)

【周南市地域クラブ活動の比較】

活　　動	登録団体活動	センター主催教室	しゅうなん コミュニティクラブ （コミクラ）
運営団体 実施主体	登録団体　168団体 ※令和8年6月末時点	サポートセンター （公財）周南市文化振興財団 （公財）周南市スポーツ協会	教育委員会 生涯学習課
指 導 者	各団体の指導者 （定期的な研修受講）	外部指導者など	コミクラサポーター（見守り役）
参 加 者	中学生等（多世代）	中学生等（多世代）	校区内の中学生
活動時間	午前、午後、夜間など （適切な時間等の設定）	午前、午後、夜間など	平日放課後（週1回程度）
活動場所	学校、その他施設	学校、その他施設	学校、その他施設
移　　動	徒歩、自転車、送迎など	徒歩、自転車、送迎など	徒歩、自転車、送迎など
申込方法	各登録団体へ直接	センターへ直接	生涯学習課へ直接
会　　費	月会費など （自己負担）	参加料など （自己負担）	無料 （活動内容により自己負担有）
保　　険	各登録団体などで加入	センターなどで加入	市で加入
大会参加	参加あり （各登録団体による）	参加なし	参加なし

第5章　周南市地域クラブ活動に関する登録･認定制度

1　登録制度

（1）登録団体とは

登録団体とは、センターが定める要件を満たし、センターに登録された市内で自主的・自律的に活動する様々な文化芸術・スポーツ活動の団体等のことをいう。

（2）登録要件及び登録の取り消し

登録要件はセンターが定め、その登録及び取り消しはセンターが決定する。

【文化芸術・スポーツ共通条件】

① 周南市に活動拠点を持つ文化芸術・スポーツ団体又は個人であること
② 政治活動、宗教活動、その他文化芸術・スポーツ以外を目的とした団体又は個人でないこと
③ 公序良俗に反する及び暴力団との関係のある団体又は個人でないこと
④ 周南市文化振興財団・周南市スポーツ協会の事業運営に可能な限り協力し、財団・協会の名誉の毀損や信用失墜行為を行わないこと
⑤ 団体の代表又は個人が 18 歳以上であること

【文化芸術個別要件】

○ 未成年を受け入れる際は、保護者との緊急時の連絡体制の整備等、安全確保に留意する。
○ 学校部活動の在り方に関する方針【改訂版】(2023(令和 5)年 5 月、周南市教育委員会発行)、周南市地域クラブに係る方針(2023(令和 5)年 10 月、周南市教育委員会発行)に留意する。

【スポーツ個別要件】

○ 中学生等が参加できる団体及び個人である。
○ 中学生等が参加しやすい会費にする。
○ 中学生等が安心してスポーツ活動に参加するために「スポーツ安全保険」等に加入することが望ましい。
○ 学校部活動の在り方に関する方針【改訂版】(2023(令和 5)年 5 月、周南市教育委員会発行)、周南市地域クラブに係る方針(2023(令和 5 年)10 月、周南市教育委員会発行)に留意する。

【留意事項】

○ なお、登録団体においては、中学生等を対象とした文化芸術・スポーツ活動としての質の担保等の観点から、国のガイドラインに定める認定要件に準じた活動を実施することが求められる。
○ 特に、活動時間・休養日の設定や、暴力・暴言・ハラスメント（性暴力等を含む。）、いじめ等の不適切行為の防止、中学生等の安全確保については、地域クラブ活動の登録団体等において、適切な対応を徹底すること。

（3）想定される登録の効果

① 中学生等に対する団体情報の提供
② 登録団体の運営等への公的支援(財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等)

③　登録団体の運営等へのセンターによる支援
④　研修会への受講
⑤　登録団体への従事を希望する教師等の兼職兼業の積極的な許可

（4）登録手続

○　登録を希望する団体は、「周南市地域クラブ団体登録申請書」「ハラスメントに関する誓約書」「団体登録条件確認事項」をセンターへ提出する。
○　文化芸術団体においては、周南かるちゃあサポートセンターへ提出、スポーツ団体においては、周南スポーツ活動サポートセンターへ提出する。
○　センターは、申請書記載内容を審査し、審査を通った場合には、センターが登録団体認定証を発行する。

（5）中学校体育連盟の大会への出場

○　登録団体は、中学校体育連盟大会(以下、「中体連大会」という。)への出場はできない。ただし、市における「認定地域クラブ活動の認定制度」の開始日から２年間は猶予期間とされ、所定の手続きを経て中体連大会への出場が可能となる。(「全国中学校体育大会地域クラブ活動の参加資格の特例各競技部細則」が適用される。)

２　地域クラブ活動に関する認定制度

（1）認定地域クラブ活動とは

認定地域クラブ活動とは、センターに登録した団体で、市が定める要件等を満たし、中学校等の学校部活動を継承・発展させた中学生の文化芸術・スポーツ活動として市に認定された地域クラブ活動のことをいう。

市は、国のガイドラインに基づき、認定制度を導入することにより、競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等を図る。

※　認定制度の詳細については、別紙１参照

（2）認定要件及び認定の取り消し

認定要件は国のガイドラインに基づき市が定め、その認定及び取り消しは市が決定する。

【認定要件】

①　学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、中学生が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること(選抜等の不実施、障害のある中学生や運動・文化芸術活動が苦手な中学生等を含めた参加環境整備等を含む。)
②　適切な活動時間や休養日が設定されていること
③　活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
④　適切な指導の実施体制が確保されていること(日本版 DBS の活用を含めた不適切行為の防止徹底、「認定地域クラブ活動指導者」登録制度により登録された指導者による指導等)
⑤　適切な安全確保の体制が確保されていること
⑥　適切な運営体制が確保されていること
⑦　学校等との連携が適切に行われていること
⑧　周南市地域クラブ活動登録団体であること

（3）想定される認定の効果

① 中学生等に対する認定地域クラブ活動情報の提供
② 認定地域クラブ活動の運営等への公的支援(財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等)
③ 認定地域クラブ活動の運営等へのセンターによる支援
④ 研修会の受講
⑤ 認定地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の積極的な許可
⑥ 中学生等の大会・コンクールへの円滑な参加(中体連大会への出場)

（4）認定手続

○ 認定を希望する登録団体の代表者は、「周南市認定地域クラブ活動認定要件確認書」の全ての要件を満たしていることを確認し、必要書類を、市又はセンターへ提出する。
○ 認定を希望する登録団体において、指導や指導補助、見守り等を行う人材は、市が定める研修を受講し、市に「認定地域クラブ活動指導者」として登録手続きを行う必要がある。
○ 市は、必要に応じてヒアリングや現地確認等及び申請内容を審査し、認定要件を満たすと認めるときは、認定を行う。

（5）認定期間

○ 認定制度は 2026(令和 8)年度から導入し、認定の有効期間は認定を受けた年度の翌々年度末まで(最長３年間) とする。
○ 認定地域クラブ活動を実施する団体は、申請内容に変更等があった場合は、変更届を市に提出する。
○ 認定地域クラブ活動を実施する団体は、認定の有効期間満了前に認定の更新手続きをする必要がある。その場合、認定時と同様に必要書類を市又はセンターに提出する。

（6）中学校体育連盟の大会への出場

○ 認定地域クラブ活動として認定を受けた場合、山口県中学校体育連盟に登録することにより、中体連大会への出場が可能となる。
○ 認定地域クラブ活動は、「全国中学校体育大会地域クラブ活動の参加資格の特例各競技部細則」が適用されないため、これまで、全国中学校体育大会参加資格として必要とされていた日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の資格、その他の条件等は必須ではなくなる。

（7）認定されていない地域クラブ活動の取扱い

○ 認定されていない地域クラブ活動については、その運営団体・実施主体において、中学生等を対象とした文化芸術・スポーツ活動としての質の担保等の観点から、認定要件に準じた活動を実施することが求められる。
○ 特に、活動時間・休養日の設定や、暴力・暴言・ハラスメント（性暴力等を含む。）、いじめ等の不適切行為の防止、中学生等の安全確保については、地域クラブ活動の運営団体・実施主体において、適切な対応を徹底すること。

第6章　各種課題への対応（基本的な考え方）

1　運営団体・実施主体の活動の充実

○　周南市地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、持続的・安定的に中学生等の文化芸術・スポーツ活動の機会を提供することが求められるため、センターを核とした幅広い関係団体等との連携による運営体制の整備等を行うことが必要である。
○　市は、センターと連携し、３つの活動の運営の状況等を把握しつつ、核となるセンターの持続的・安定的な運営に向けた支援を行う。
○　運営団体は、各実施主体を統括するとともに、運営・管理の中核を担う観点から、組織体制・財政基盤の構築・強化、運営を担う人材の確保・育成、ICT 等を活用した運営業務の効率化等を進めることが望ましい。

2　指導者の確保・育成

○　周南市地域クラブ活動を円滑に実施するためには、センターや幅広い関係団体等と連携し、地域の多様な団体を通じた指導者を確保することが不可欠である。
○　部活動の地域展開に当たっては、活動内容の質的な向上も図る必要があり、そのためには、センター等と連携し、適切な資質・能力を備え、良質な指導が行われることが重要である。
○　指導者の確保に当たっては、センター等と連携して地域の多様な人材の発掘・マッチングなどを進めるとともに、指導を希望する教師等の兼職兼業を促進することも重要である。
○　市は、多様な指導人材と登録団体とのマッチングを促進するとともに、指導者の裾野拡大や指導者の負担軽減に向け、指導補助者や見守り者、団体の運営や事務責任者等の確保・育成に努める。

3　活動場所の確保

○　周南市地域クラブ活動の活動場所として、学校施設をはじめ、社会教育施設や民間施設等の様々な施設が活用されており、引き続き、中学生等の文化芸術・スポーツ活動の機会を確保するため、周南市地域クラブ活動を行う場所を十分に確保していくことが不可欠である。
○　学校施設については、中学生等の移動の便宜や用具の保管等の観点からも、学校教育に支障のない限り、開放時間の拡大、普通教室の開放、周南市地域クラブ活動において優先して活用できるようにすることが極めて重要である。また、社会教育施設との一体化・複合化等を行うことで、中学生のみならず、地域住民を含めた幅広い利用等が可能となる地域の活動拠点づくりにつなげていくことも重要である。
○　地域クラブ活動の増加に対応していくためには、学校施設等のさらなる利用促進に加え、学校における働き方改革や地域の指導者の負担軽減の観点から、学校施設を始めとした活動場所の効果的・効率的な管理にも取り組むことが必要である。
○　登録団体や活動場所が少ない地域（中山間地域等）において、活動機会を確保するため、センターは、センター主催による巡回型の体験教室の実施や ICT を活用した遠隔指導の導入など、居住地域に左右されない環境づくりに努める。

4　活動場所への移動手段の確保

○　中学生等は、活動場所への移動については、基本的には、徒歩・自転車・自動車又は公共交通機関の利用、保護者の送迎、団体で保有するバス等での送迎等、保護者等の責任のもと、各自で対応するものとする。
○　市は、各学校において、登録団体活動に参加する中学生のうち徒歩通学の中学生を対象に、一定の条件の下で自転車利用を認め、中学生が放課後、自転車で学校から直接活動場所へ移動できるよう支援する。
○　市は、スクールバス等で遠距離通学をしている中学生を対象に、地域クラブ活動の活動場所から自宅までの交通費の一部を支援する。
○　活動場所への移動手段の確保については、必要に応じて、地域公共交通との連携や、スクールバスの有効活用、地域ボランティア等による移動支援体制について検討し、幅広い関係団体等が密接に連携し、既存の取組を活用した移動支援を検討する。
○　教育・スポーツ・文化分野以外でも、例えば、介護・福祉分野や医療分野など地域における移動手段の維持・確保が課題となっている政策分野があることから、多様な分野の関係者が連携・協働していくことも重要である。
○　物理的な移動が困難な中学生等に対しては、オンライン指導やデジタル空間での交流活動等の推進を図る。
○　移動手段がないことにより地域クラブ活動に参加できなくなることがないよう、地域の実情に応じた移動手段の確保に努める。その際、障害のある生徒等を含め、地域クラブ活動に参加する生徒のニーズや事情等を十分に踏まえた対応が重要である。

5　中学生等の安全･安心の確保

○　周南市地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、中学生等に対して文化芸術・スポーツ活動の機会を提供する公的な性質を有する活動であり、学校部活動と同様に、事故や、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等を徹底するとともに、安全・安心に関する相談窓口を設置するなどして、中学生等が安全・安心に活動に取り組める環境を構築することが不可欠である。
○　基本的には、周南市地域クラブ活動に関する団体の登録・認定及び指導者の登録を通じて安全・安心の確保を図っていくこととなるが、市及びセンターは、相談窓口の整備などもあわせて進めることが必要である。
○　また、事故等や不適切行為が発生した場合の責任の所在を明確化した上で、発生時には、迅速かつ丁寧に事後対応を行うとともに、再発防止に向けて事案の分析や防止対策の強化等を行うことが重要である。
○　さらに、怪我等への備えとして、中学生等や指導者に対し、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を徹底することも重要である。
○　地域クラブ活動において事故等が発生した場合の賠償責任主体や補償制度、保険の取扱い等については、市は、これらの情報共有や理解促進を図るものとする。

※地域クラブ活動において事故等が発生した場合の賠償責任主体及び賠償制度・保険の取扱いについては、別紙２参照

○　地域クラブ活動における遠征等を含めた移動については、中学生等の安全確保が何より重要であるため、地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、国通知※にある対策を徹底し、事故防止等に取り組む。

【※ 国通知】

- 令和８年５月 19 日付８ス地ス第８号「部活動の遠征等における安全確保について(通知)」
- 令和８年６月 30 日付８文科教第 681 号「『学校教育等に関する移動の安全確保のための対策』のとりまとめについて(通知)」

【特に留意すべき事項】

- 事故や、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等の徹底、不審者、災害発生時等の対応については、学校の内外や国公私立・学校種、文化芸術・スポーツや種目等の別を問わず、共通して取り組まれることが重要であること。
- 暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等については、指導者はもとより、保護者・中学生等に対する研修・普及啓発等も推進し、関係者の共通理解の向上を図ること。特に、「運動部活動での指導のガイドライン」(2013(平成 25)年５月文部科学省)において示された、「肉体的、精神的な負荷や厳しい指導」と「体罰等の許されない指導」の区別が十分に理解されるようにすること。
- 指導者には、自らが不適切行為を行わないことは当然のこととして、参加者同士等における不適切行為を防止する役割も求められること。特に、参加者同士等の暴力やいじめ等の行為を防止する観点から、適切な集団づくりや日頃からの参加者への目配りなどにも留意すること。
- 近年、スマートフォン・SNS 等の普及に伴い、中学生等がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっていることから、人を傷つける書き込みは人権侵害であり犯罪になることもあること、他人に損害を与えれば損害賠償責任を負うこともあることにも留意すること。
- 暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為は、閉鎖的な環境・人間関係の下で発生しやすいことから、複数の指導人材等が関わるなど開かれた活動環境の整備や、指導者・参加者・保護者等によるコミュニケーションの活性化等を通じた風通しの良い組織作りなどにも留意すること。
- 事案発生時には、保護者や中学生等が在籍する学校等とも適切に連携しながら、被害を受けた中学生等のケアを最優先に対応すること。個々の指導者任せにせず、地域クラブ活動の運営団体・実施主体において組織的な対応を行うこと。事案の事実確認に当たっては、被害者、加害者、その他の関係者から丁寧に聞き取り等の対応を行い、事案に応じた適切な対応を行うこと。

６　障害のある中学生等の活動機会の確保

○　障害の有無に関わらず、中学生等が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を進めていくためには、障害のある方も周南市地域クラブ活動に参加することを想定して、各種の取組を進めることが重要である。

○　また、指導者が指導に当たっての留意点等を把握し、障害の特性に応じた配慮や工夫を行うとともに、多様な地域の関係者と連携し、障害のある方も参加できる安全・安心な活動を展開することが重要である。

７　中学生等のニーズの反映及び活動への参画促進等

○　部活動の地域展開等に当たっては、中学生等のニーズに合った周南市地域クラブ活動の構築等を行うことも重要である。その際、特に、障害のある中学生等や運動・文化芸術活動が苦手な中学生等、文化芸術・スポーツ活動を気軽に楽しみたい中学生等を含め、多様な中学生等が

それぞれの希望に応じて、多種多様な体験ができる環境を整備することが重要である。

○　そのためには、アンケート調査の実施等を通じて、幅広い中学生等の問題意識やニーズを的確に把握し、その結果を具体的な活動に反映させる必要がある。また、活動開始後も、満足度や課題感に関して定期的にアンケート調査等を行うことで、活動の質の向上や課題の早期発見・解決に努めることが重要である。

○　中学生等が自らの希望に合った周南市地域クラブ活動(運営者や指導者、審判員など多様な関わりを含む)に出会うことができるようにするためには、アクションテーマ等を踏まえ、既存の枠組みにとらわれず、センターや学校等と連携して、周南市地域クラブ活動に関する情報等を分かりやすく中学生・保護者等に提供することが必要である。その際、確実かつ円滑な情報提供等のためには、小学校・中学校等と密接に連携しながら対応することが重要である。

○　さらに、周南市地域クラブ活動は、多世代との交流等のよさを生かし、目標や活動を参加者同士で話し合って決めたり、活動を改善する工夫を行ったりするなど、活動・運営への中学生等の積極的な参画を通じて、中学生等の自主性、リーダーシップなどを育み、集団の一員として多様な他者と協働する力の育成や個性の伸長、自己表現などにつなげることも重要である。

○　そうした参画により、中学生等にとって活動がより魅力的なものとなるとともに、将来的に、中学生等が指導者やスタッフとして周南市地域クラブ活動の運営に携わることにつながり、人材の好循環が生まれることも期待される。

第7章　関連する制度の在り方

1　教師等の兼職兼業

○　市は、学校の教師等が希望に応じて周南市地域クラブ活動の指導者等として活動することができるよう、「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」（2023（令和5）年1月文部科学省）等を参照しながら、兼職兼業の許可の手続の円滑化を図るものとする。特に、認定地域クラブ活動については、国が示す要件に基づき、市が認定した公的な性質を有する活動であり、学校運営に支障がない限り、積極的に許可を行う。

○　市は、中学校の教師だけでなく、小学校の教師（体育専科教師等）、さらには、高等学校・特別支援学校の教師、事務職員など幅広い者が、その希望に応じて、円滑に兼職兼業を行うことができる環境を整備する。

○　市は、兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないよう十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの確認等を適切に実施する。

○　兼職兼業を行う教師等については、教師等の身分としての服務監督を行う教育委員会等と、周南市地域クラブ活動の指導者の身分としての勤務管理を行う運営団体等が連携して、勤務時間等の全体管理を行うなど、適切な労務管理を実施することとする。

2　高等学校入学者選抜における周南市地域クラブ活動の取扱い

○　市は、学校部活動と周南市地域クラブ活動で、高等学校入学者選抜における取扱いに差異が生じることのないように関係機関と連携を図る。

○　市は、周南市地域クラブ活動に参加していないことや、途中で退部・退会したこと、他の活動に移ったことなどのみをもって生徒の評価や進路選択において不利益が生じることがないよう、必要な対応を行う。

○　市は、中学校等に対し、調査書の記載に当たっては、活動歴や大会成績だけでなく、活動等を通じて育まれた生徒の長所、個性や意欲、努力の過程等を言及するなど、記載を工夫することについて、周知徹底を図るものとする。また、こうした生徒の長所等については、生徒による自己評価資料、面接や小論文などの方法を用い、入試全体を通じて多面的に評価していく。